

国民健康保険証が 切り替わります

4月1日から使用する国民健康保険証は、3月末日までに郵送します。保険証が届かない場合は住民課へご連絡ください。

保険証は1人1枚となっており、届いたら家族全員分の保険証があるか、住所・氏名等記載内容に誤りがないかを確認してください。

※後期高齢者医療の保険証は、7月に送付されます。

☆学校に通うため家族と離れて他市町村に住むとき

就学中の方の保険証が必要な場合には、手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）
- ・印鑑

※学校を卒業したときには、

住所地の国保に加入することになりますので、喪失手続きを行ってください。

☆社会保険などの健康保険に加入された方は、

社会保険などの健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失手続きが必要です。

◎手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された保険証
- ・国民健康保険証
- ・印鑑

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳から74歳の方には、「保険証」と「高齢受給者証」が交付されていますが、有効期限は3月31日までです。

4月からの高齢受給者証は、保険証とは別に3月中旬に郵送しますので、ご確認ください。

70歳から74歳の方の 医療費負担

70歳から74歳の方に交付されている高齢受給者証の負担割合が1割の方は、4月から平成22年3月までの1年間、1割負担に据え置かれます。

※すでに、3割（現役並みの所得者）負担の方や一定の障害認定を受けた方は除きます。

平成21年4月～平成22年3月まで



2割負担にはなりません

平成22年4月～



1割負担の方は2割負担となります

国民年金

退職（失業）等による 特例免除について

国民年金には、経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の方が申請することで、保険料の納付が免除される制度があります。

この制度の特例で、退職（失業）や天災などが原因で所得が無くなったことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等の写しを添付することで、前年所得が一定額以上であっても免除の対象となる場合があります。（配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります）

■申請に必要なもの

- ・「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「離職者支援資金の貸付決定通知」など
- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑

他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの（所得証明書）

◆問い合わせ

住民課国保年金班 ☎ 1214